

山梨県公報

号外第四号

令和四年

一月三十一日

月 曜 日

目次

- 山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例の一部を改正する条例……………一
○山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

- **山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例の一部を改正する条例** (条例第一号) (県民安全協働課)
- 個人情報保護の保護に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を行うこととした。
 - この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一日)から施行することとした。
- **山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例** (条例第二号) (国保援護課)
- 国民健康保険法等の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。
 - この条例は、令和四年四月一日から施行することとした。

条例

山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年一月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第一号

山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例の一部を改正する条例

山梨県電話詐欺等被害撲滅に関する条例(令和二年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「第二条第四項」を「第十六条第一項」に改める。

附則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第三十七号)第五十条の規定の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年一月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二号

山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例

山梨県国民健康保険条例(平成二十九年山梨県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「第四条の五第三項」を「第四条の六第三項」に改める。

第三条中「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

第十九条中「第八十一条の二第四項」を「第八十一条の二第五項」に改める。

附則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番